

資料 14 【事例】平成 16 年度の被害廃棄物に係る仮置場の設置例

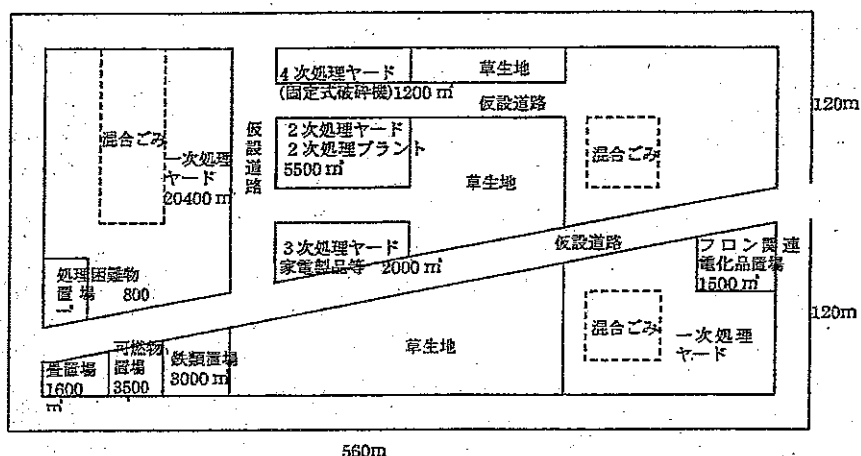
被災市町村	場 所	規 模	搬入期間	搬入量	設置期間
新潟県三条市	旧三条競馬場跡	25,000 m ²	7/16～9/3 (約 1ヶ月半)	28,000 t	7/16～2005/2/9 (約 7ヶ月間)
兵庫県豊岡市	豊岡中核工業団地	30,000 m ²	10/23～11/22 (約 1ヶ月間)	26,000 t	10/23～2005/6/30 (約 8ヶ月間(予定))
兵庫県豊岡市	但馬空港駐車場	20,000 m ²	10/23～11/22 (約 1ヶ月間)	6,000 t	10/23～2005/6/30 (約 8ヶ月間(予定))
京都府宮津市	宮津市民グラウンド	20,000 m ²	10/25～11/10 (半月間)	5,700 t	10/25～2005/3/15 (約 5ヶ月間)

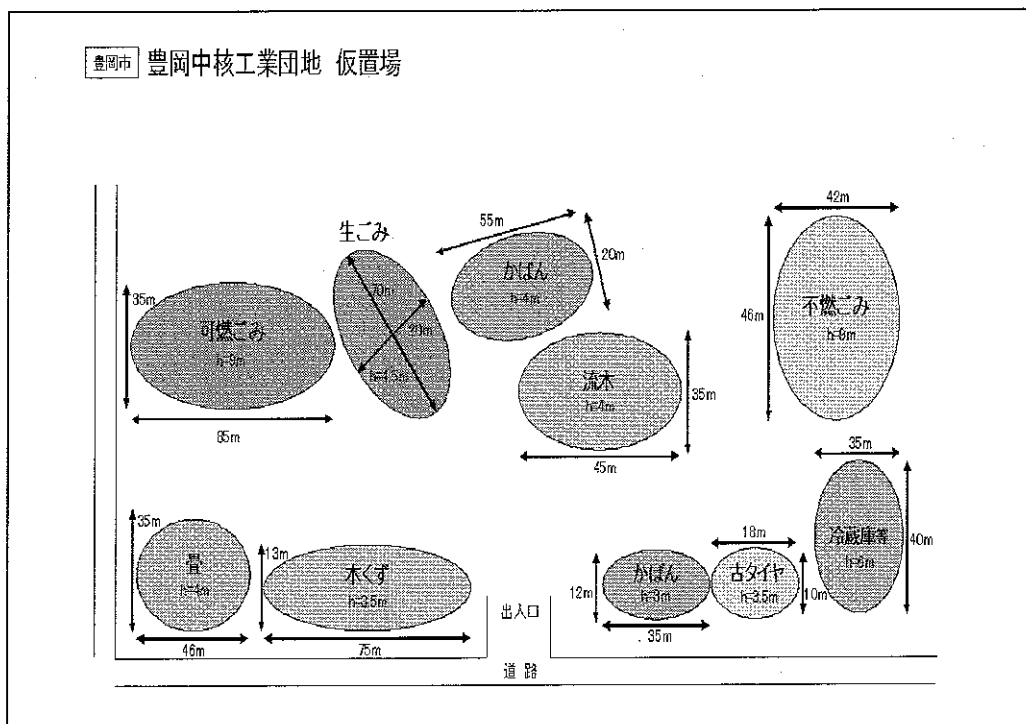
資料 15 【事例】東海豪雨時の名古屋港南 5 区 II 工区における一時保管状況例

平成 12 年の東海豪雨の際、大量に発生した被害廃棄物の処理が困難となった愛知県内の 2 市 7 町は協議会を設置し、共同で被害廃棄物を処理することとした。

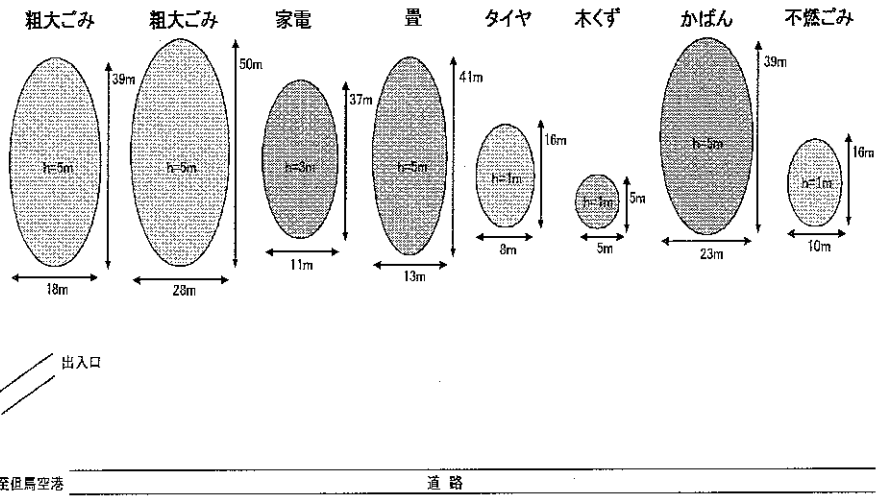
この時、二次仮置場（一時保管と分別等の処理を実施する仮置場）として利用したのは、埋立てが一部終了した廃棄物最終処分場である愛知県知多市新舞子沖の名古屋港南 5 区第 II 工区である。

2 市 7 町から搬入された合計約 38,000t の被害廃棄物は、約 6 ヶ月をかけて分別、破碎、選別が行われた。

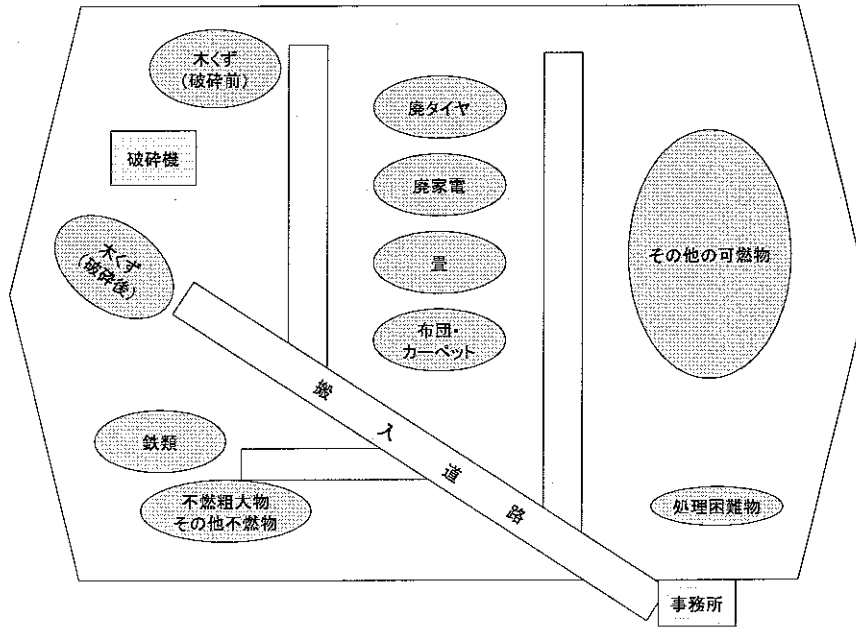




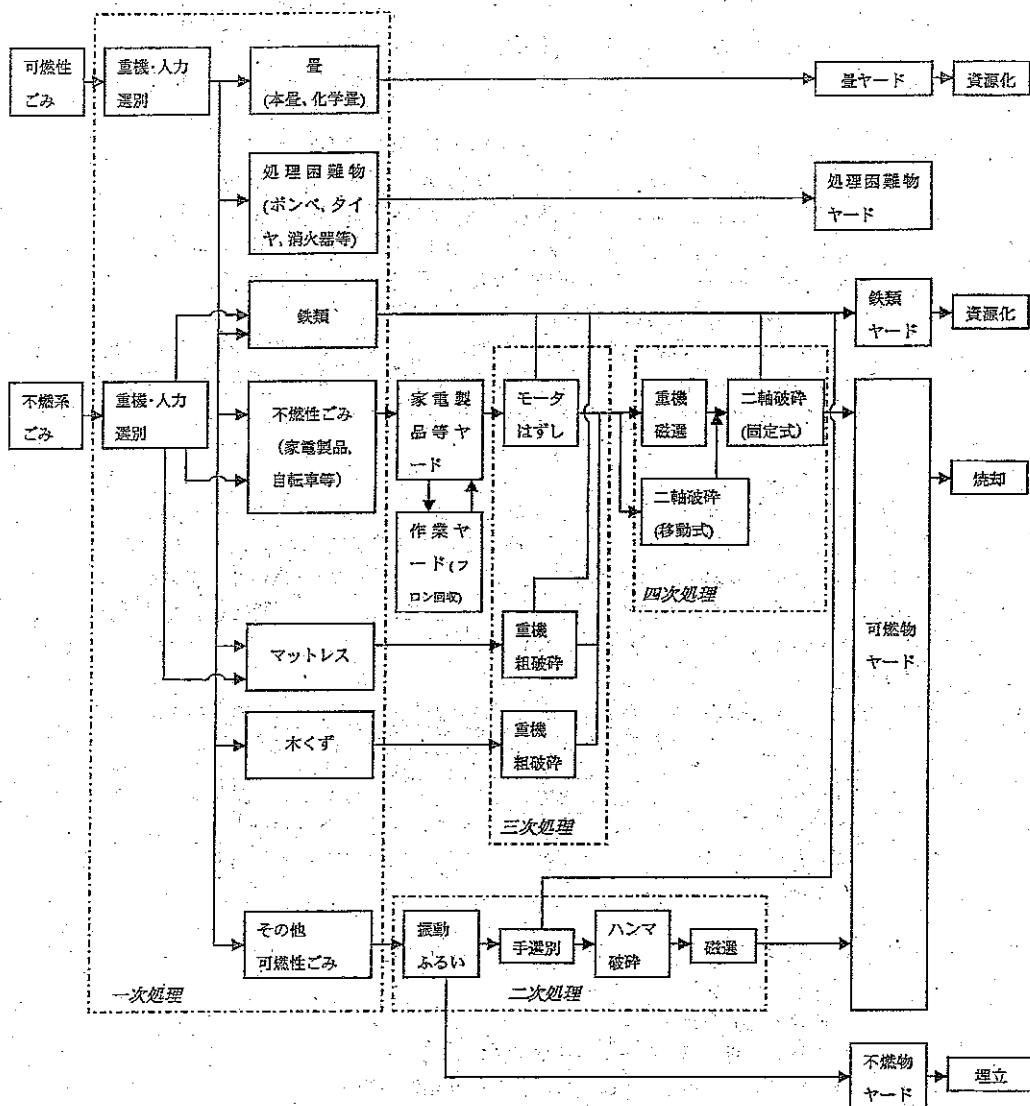
豊岡市 但馬空港 仮置場



宮津市民グラウンド仮置場配置図



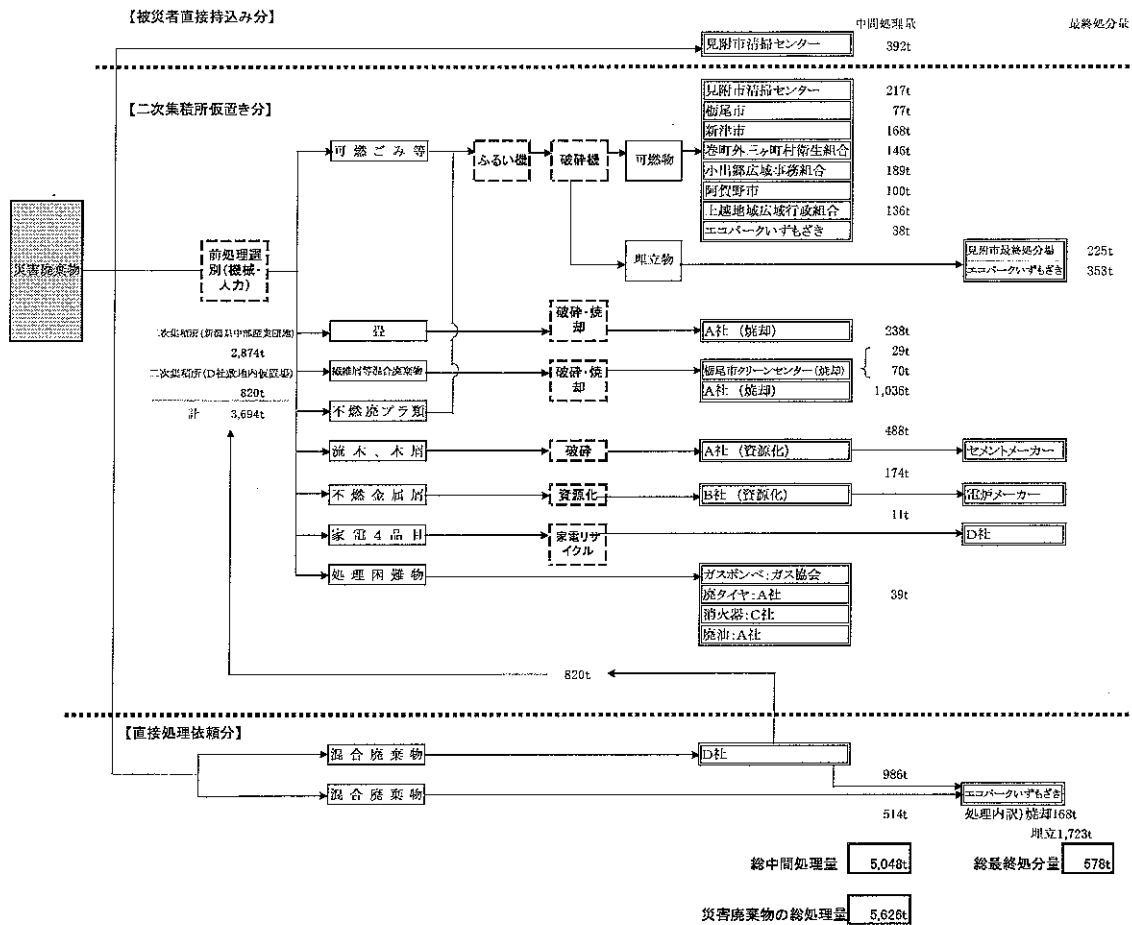
資料 17 【事例】平成 12 年東海豪雨における愛知県の水害廃棄物分別・破碎フロー



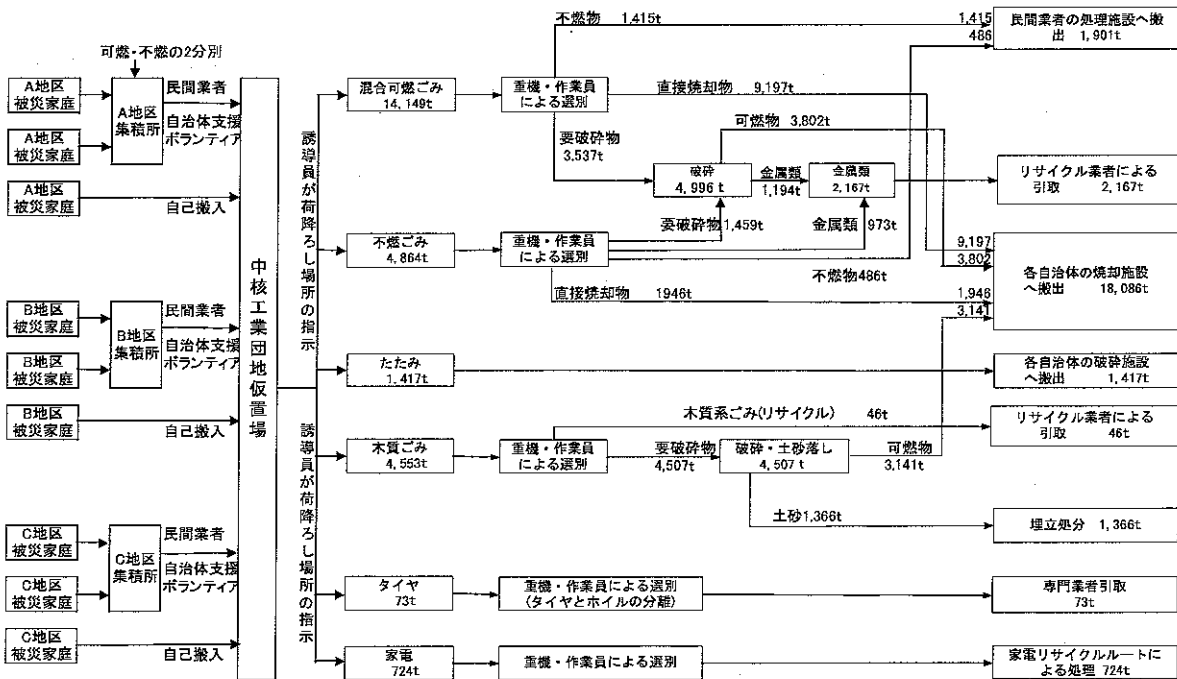
東海豪雨における愛知県の水害廃棄物分別・破碎フロー

資料 18 【事例】平成 16 年度の災害事例における災害廃棄物分別・破碎フロー例

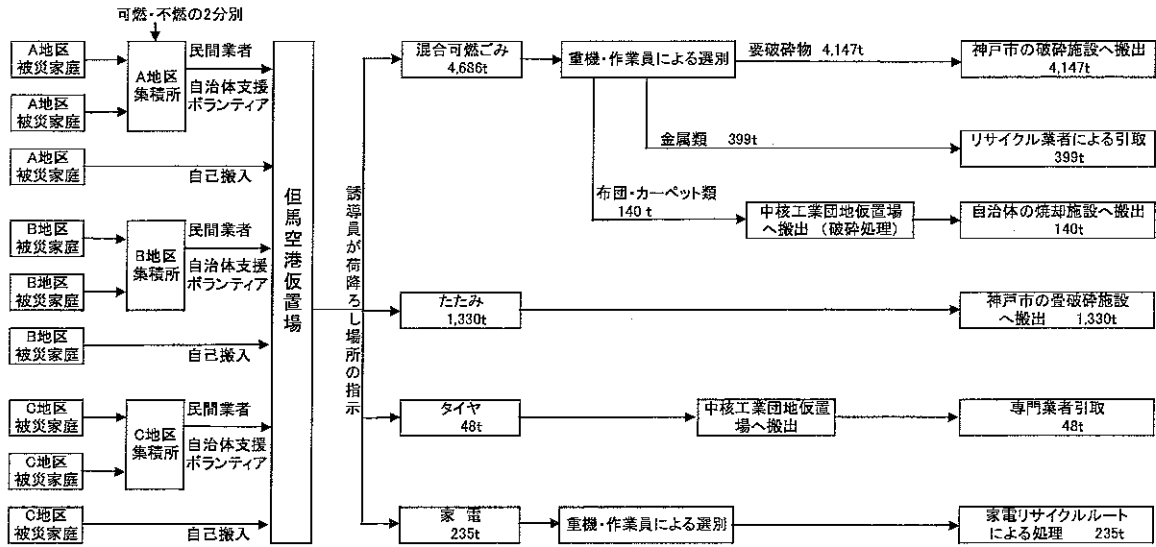
見附市 7.13 豪雨水害 災害廃棄物分別処理フロー図



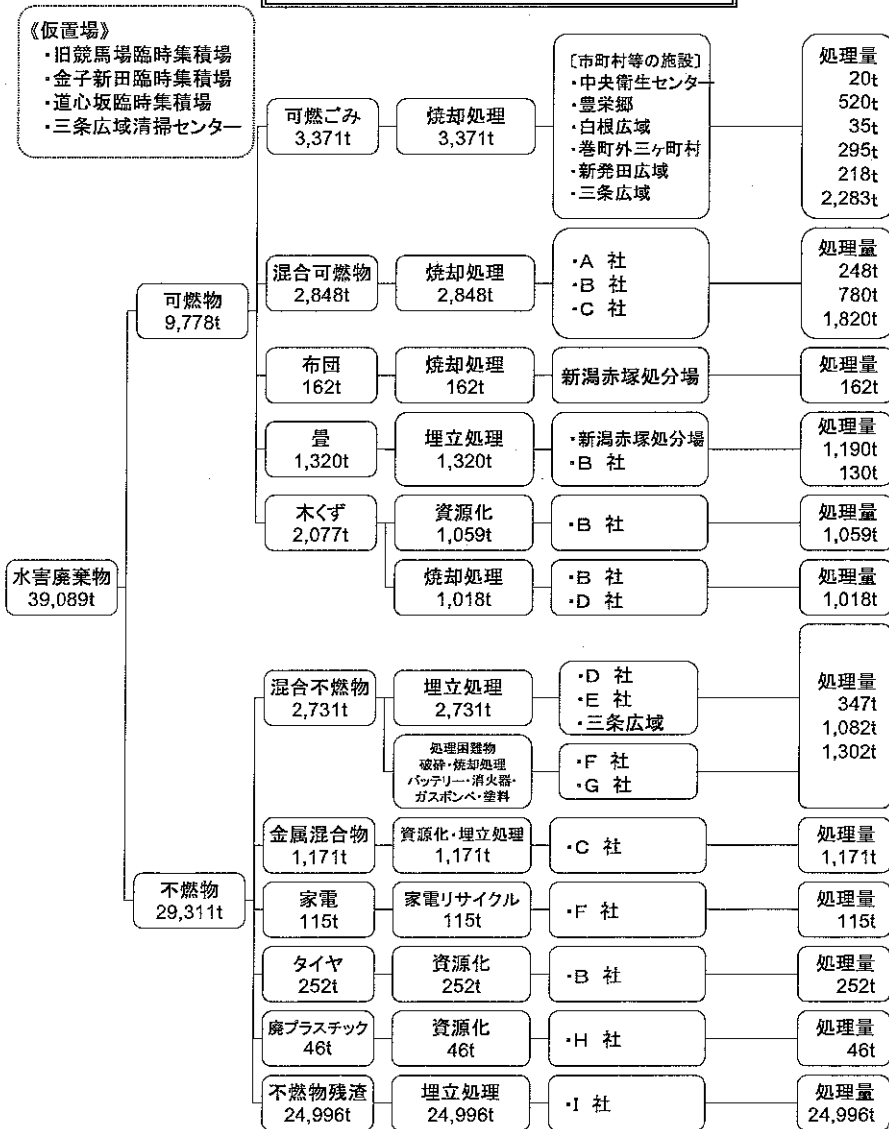
【豊岡市災害廃棄物処理フロー:中核工業団地】
災害廃棄物発生推定量:25,780t



【豊岡市災害廃棄物処理フロー: 但馬空港】
災害廃棄物発生推定量: 6,299トン



新潟県三条市水害ごみ処理フロー



資料 19【参考】災害時における廃家電製品の取扱いについて（平成 13 年 10 月 2 日付け環
廃対第 398 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）

環 廃 対 第 3 9 8 号
平成 1 3 年 1 0 月 2 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃 棄 物 対 策 課 長

災害時における廃家電製品の取扱いについて

特定家庭用機器再商品化法（平成 1 0 年法律第 9 7 号。以下「法」という。）第 2 条第
4 項で定める特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）が、災害（暴風、豪
雨、こう水、高潮、地震、津波その他異常な天然現象により生ずる災害をいう。以下同じ。）
によって廃棄物となった場合の取扱いについて、下記事項にご留意ありたい。

また、貴管下市町村に対しては貴職から周知されたい。

記

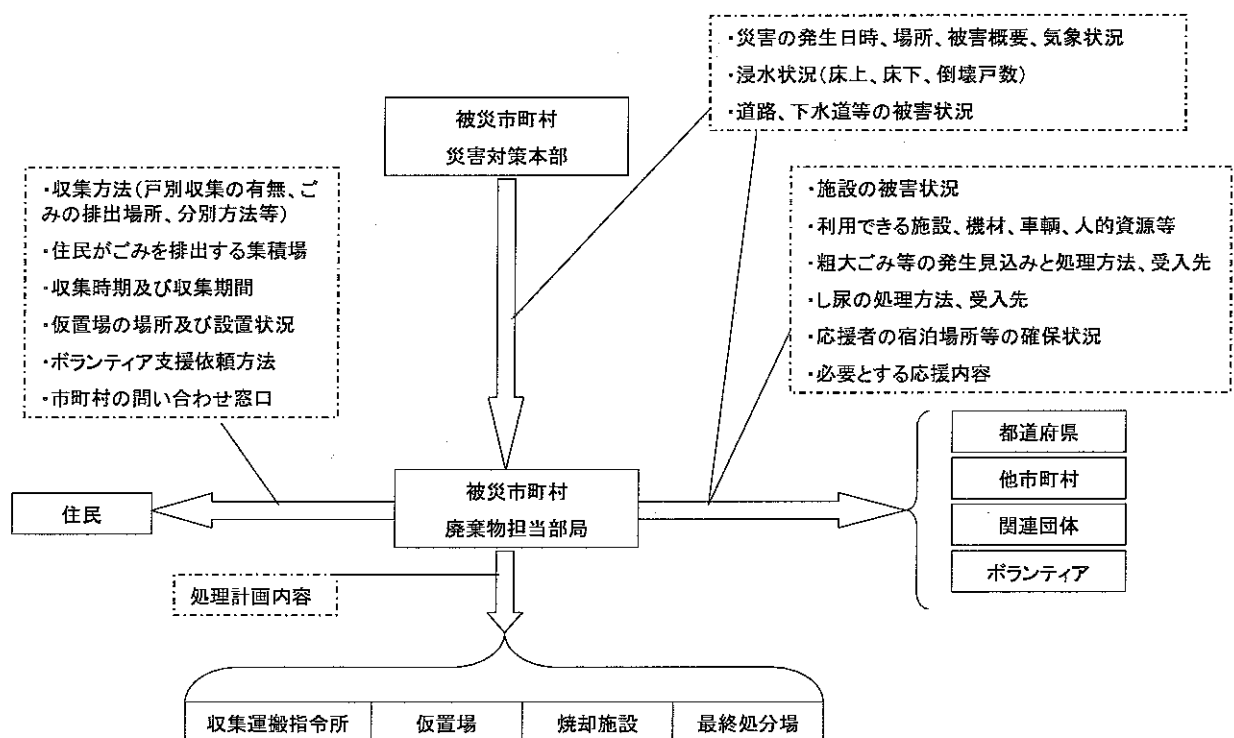
1. 災害により廃棄物となった特定家庭用機器廃棄物については、法第 5 4 条に基づいて
製造事業者等に引き渡すか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1
3 7 号。以下「廃棄物処理法」という。）に定める廃棄物処理基準に従って処理される
べきものであること。
2. 市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）が上記 1. の処理を行った場合（製造業
者に引き渡した場合に限る。）には、かかる処理費用は災害廃棄物処理事業として国庫
補助対象となること。この場合、法に基づいて製造事業者に引き渡す場合には、法第 1
9 条に定める料金が災害廃棄物処理事業の処理費用に該当すること。
なお、市町村が回収すべきものとして特定家庭用機器廃棄物を回収する場合、条例等
に基づいて被災者から料金を徴収することは妨げないが、この場合には災害廃棄物処理
事業の補助対象には該当しないこと。
3. 特定家庭用機器廃棄物が災害廃棄物に該当するかどうかは、災害により家屋等が被災
した場合（全壊、半壊、床上浸水の場合に限る。以下、「全壊等」という。）に、当該
災害が原因で対象家電が廃棄物となり、かつ、災害発生後速やかに廃棄物として市町村
に引取りの求めがあった場合を原則とすること。この際、災害に乗じて被災していない
廃家電を廃棄されるおそれもあることから、全壊等により被災した家屋等における廃家

電の所有台数を市町村で調査を行い、災害廃棄物に該当するかどうか判断する必要があるとともに、他の災害廃棄物と同様に被災後相当の期間が経過した場合は災害廃棄物に当たらない場合もあること。

4. フロン回収の観点から、エアコン及び冷蔵庫の回収・保管に際しては、冷媒の漏洩に留意するとともに、できる限り分別して行うこと。

5. 上記については、個々の災害現場の判断に基づいて、人命や財産の保護、衛生上の措置等が優先して行われることを妨げないこと。また、特定家庭用機器廃棄物の保管の際には不法に廃家電を放置されることのないよう管理を適切に行うこと。

資料 20 【参考】情報の流れ



災害廃棄物処理事業費国庫補助金の概要

1. 事業内容

市町村（一部事務組合を含む）が災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（処分等に伴って行う薬剤散布を含む。）及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。

特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

2. 補助率 1/2

3. 補助先 市町村（一部事務組合を含む）

4. 補助根拠

・法律補助

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

昭和 45 年 12 月 25 日 法律 137 号
最終改正 平成 17 年 5 月 18 日

第 22 条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

昭和 46 年 9 月 23 日 政令 300 号
最終改正 平成 17 年 1 月 6 日

第 25 条 法第 22 条の規定による市町村に対する国の補助は、次の各号に掲げる額について行うものとする。

三 災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の 2 分の 1 以内の額

廃棄物処理施設災害復旧費 国庫補助金の概要

1. 事業内容

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業。

2. 補助率 1/2

3. 補助先 市町村（一部事務組合を含む）、広域臨海環境整備センター

4. 補助根拠

・予算補助

○廃棄物処理施設災害復旧費の国庫補助について

廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱

（通 則）

1. 環境省所管に係る廃棄物処理施設災害復旧費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）によるほか、この交付要綱に定めるところによる。

資料 22 【事例】平成 16 年度の水害事例（台風 23 号、新潟豪雨）の被害概要

台風第23号の概要

【水害の概要(兵庫県)】

災害の名称	台風第23号	
総降水量	19日19:00から20日18:00にかけて、24時間最大雨量で382mmを記録(旧三原町)	
避難者数	最大約 8,439 人	
河川破堤	3 箇所	
土砂災害	10 件	
仮設住宅	140 戸	(被災者が一次入居するために提供された民間賃貸住宅の戸数)

【兵庫県における被害の概要】

災害救助法指定市町村	18市町村(西脇市、小野市、黒田庄町、豊岡市、養父市、城崎町、日高町、出石町、但東町、和田山町、氷上町、洲本市、津名町、津名一宮町、五色町、西淡町、三原町、南淡町)	
人的被害	死者	26名
	行方不明	0名
	負傷者	130名
家屋の被害	全壊家屋	754棟 (650世帯)
	半壊家屋	7,148棟 (6,866世帯)
	一部損壊家屋	1,265棟 (1,250世帯)
	床上浸水家屋	1,674棟 (1,845世帯)
	床下浸水家屋	9,531棟 (9,518世帯)

【水害廃棄物の処理費用】

ごみ処理費用	2,458,166千円
し尿処理費用	14,887千円
家屋の解体廃棄物処理費用	84,883千円
合計	2,557,936千円

7. 13新潟豪雨の概要

【水害の概要】

災害の名称	新潟・福島豪雨
総降水量	12日夜から13日夕方にかけて400mm以上(1日で2ヶ月分降水量)
避難者数	最大約1万8,700人
河川破堤	11箇所
土砂災害	341件
仮設住宅	400戸

【新潟県における被害の概要】

災害救助法指定市町村	7市町村(長岡市、三条市、見附市、栃尾市、中之島町、三島町、和島村)	
人的被害	死者	15名
	行方不明	0名
	負傷者	3名
家屋の被害	全壊家屋	70棟 (68世帯)
	半壊家屋	5,354棟 (5,437世帯)
	一部損壊家屋	94棟 (94世帯)
	床上浸水家屋	2,178棟 (2,222世帯)
	床下浸水家屋	6,117棟 (6,176世帯)

【水害廃棄物の処理費用】

ごみ処理費用	2,626,707,641円
し尿処理費用	25,650,122円
家屋の解体廃棄物処理費用	53,379,826円

参 考 災害廃棄物の処理事業費の推移

